

令和8年10月7日

都営大橋二丁目アパート敷地の一部を活用した
障害者グループホーム等整備・運営事業者公募に係る質疑回答書

No.	質問	回答
1	【3 ページ、(2)公募事業】 定員につきまして、障害者グループホーム（日中サービス支援型）では、「支援区分4以上の者を重度重複障害者又は医療的ケア者を定員の3割以上受け入れること」とされていますが、短期入所についても、障害者グループホームと同様に、重度重複障害者又は医療的ケアを必要とする障害者を一定割合以上受け入れることが要件となりますでしょうか。 また、要件となる場合は、必要な受入割合についてもご教示ください。	短期入所については、障害者グループホームと同様の受入割合を要件としていません。 ただし、日中サービス支援型が障害者の重度化・高齢化に対応するための類型であることを踏まえ、併設する短期入所についても、重度重複障害者や医療的ケアを必要とする障害者を含め、幅広い利用者の受入れに対応できる体制の確保を求めます。
2	【3 ページ、(2)公募事業】 区が提示する名簿とはどのようなものですか。優先順位はありますか。	公募要項別紙8「都営大橋二丁目アパート敷地の一部を活用した障害者グループホームの利用に関する取扱い基準要領」に基づき、利用調整会議において、障害支援区分ごとに優先順位を付した利用希望者の名簿を作成します。
3	【6 ページ、(3)貸付料】 事業計画作成に当たっての土地貸付料の参考額（月額または年額）をご教示ください。あわせて、保証金（貸付料30か月分）の概算額及び納付時期をご教示ください。	土地貸付料の参考額については、下記問い合わせ先までお電話にてお問い合わせください。9月28日に開催した事業者説明会でお示した参考額を回答します。 なお、保証金については、公募要項に記載のとおり、土地貸付料の30か月分とし、定期借地権設定契約の締結後、速やかに納付していただきます。
4	【8、9 ページ、(1)補助制度】 今回の公募条件（障害者グループホーム10名以上・2ユニット以上及び併設型短期入所2名）を満たす施設を整備し、都及び区の施設整備費補助を活用した場合の、補助額の概算又はモデルケースがございましたらご教示ください。 また、事業者向け説明会において施設整備費や事業者負担額の目安について説明があった場合は、その内容についてもご教示ください。	補助額の概算は、整備する施設の規模や設備に応じて変動するため、一概にお示しすることが困難です。 モデルケースにおける概算については、東京都福祉局の東京都障害者サービス情報（書式ライブラリー）に掲載されている資料「令和8年度障害者通所施設等整備費補助事業について」にも記載がありますので、必要に応じてご確認ください。 また、事業者向け説明会において、施設整備費及び事業者負担額の目安についての説明は行っておりません。

裏面に続く

No.	質問	回答
5	【9 ページ、(1)補助制度、イ 区の補助制度(ア)】 今回の公募では 2 ユニット以上の整備が条件となっていますが、目黒区障害者グループホーム等整備費補助の上限額はユニット単位ではなく、整備する障害者グループホーム全体に対して、施設整備 2,000 万円、重度化対応設備分 700 万円、併設型短期入所加算分 300 万円の合計最大 3,000 万円という理解でよろしいでしょうか。 例えば 3 ユニットの整備した場合でも、区補助の上限額は同額でしょうか。	ご認識のとおりです。
6	【9 ページ、(1)補助制度、イ 区の補助制度(ア)】 区の整備費補助について「補助金の交付は、整備完了後に行います」とありますが、着工時・工事途中等における概算払、部分払その他の方法による交付はなく、事業者が工事費を一旦全額立て替え、整備完了後に補助金が交付される仕組みとの理解でよろしいでしょうか。 また、工事費の支払時期等により資金調達上の必要が生じた場合、補助金の交付時期や交付方法について個別に相談する余地があるか、併せてご教示ください。	区の整備費補助について、ご認識のとおりです。 また、補助金の交付時期や交付方法については、個別に協議に応じることはできません。
7	【9 ページ、(1)補助制度、イ 区の補助制度】 重度重複障害者などの方が入居する場合体制の充実が必要ですが、都の体制強化支援事業の補助以外に、区から要項記載以外の補助がありますか。	現時点では、公募要項に記載している制度以外に、区独自の補助はありません。
8	【12 ページ、(5)運営に関する条件】 障害者グループホーム(日中サービス支援型)の運営において、利用者の生活支援やQOL向上、アニマルセラピー等を目的として、施設内での保護犬・保護猫等の動物の飼育(ペット共生型グループホームとしての運営)を計画・提案することは可能でしょうか。 また、可能である場合、設備(防音・衛生・飼育スペース等)や管理運営面において、区として特に求める条件や留意事項がございましたらご教示ください。	公募要項に定める事業内容や各種基準等を満たすことを前提として、動物の飼育及びペット共生型グループホームとしての運営を提案することは可能です。 なお、設備及び管理運営について、本公募において区が定める条件はありませんが、関係法令等を遵守するとともに、利用者の安全や衛生面、近隣への影響等に十分配慮した計画としてください。

<問い合わせ先>

目黒区 健康福祉部
障害施策推進課 計画推進係
電話:03-5722-9848